

豊橋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和6年10月2日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

第1 監査の請求

令和6年8月7日付けで、次のとおり監査の請求があった。

豊橋市職員措置請求書

1 請求の要旨

① 豊橋市は、令和5年10月27日に「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」（以下、「当該事業」という）を実施する民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うにあたって、入札条件等の公告を行った。

豊橋市は入札説明書（事実証明書1）の「3 入札手続きに関する事項」「（4）入札に関する手続等」「カ 入札説明書等に関する個別対話」に「市と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化する等を目的として、資格審査を通過した者と以下のとおり個別対話を実施する」とし「（ア）開催期間及び場所」に個別対話を令和6年1月17日（水）から令和6年1月19日（金）に開催し、その結果を令和6年2月上旬頃にホームページにおいて回答する予定であるとしていた。

令和6年2月9日、豊橋市はホームページ上で、入札説明書（事実証明書1）において「令和6年2月上旬頃」にホームページ上で回答するとしていた個別対話の結果公表時期を、「令和6年3月下旬頃」に変更したことを当該事業の入札説明書等新旧対照表（事実証明書3）とともに公表し（事実証明書2）、令和6年3月29日にホームページ上で個別対話の結果を公表した（事実証明書4）。

豊橋市が公開した「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア・運営事業個別対話結果」と題する文書の表紙（事実証明書5）には「個別対話結果は、入札説明書と一体をなすものとし、修正については、令和6年4月上旬に公表予定です」と記載され、豊橋市は令和6年4月12日に、当該事業の入札説明書等について個別対話結果を踏まえ、修正したことを入札説明書等の新旧対照表（事実証明書6）などとともに公表した。

（事実証明書7）

しかし、当該事業の入札書及び事業提案書の提出期限は令和6年4月26日で、提出期限

のわずか14日前の令和6年4月12日に示された入札説明書等の変更を入札書や事業提案書に反映させることが困難であることは十分に予見可能であり、その結果事業提案書や入札金額の算定が不十分な内容となる恐れがあり、公正公平な入札が行われているとは言えない。

- ② また豊橋市は、当該事業の入札説明書（事実証明書1）12ページの「カ 入札説明書等に関する個別対話」で「市と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化する等を目的として、資格審査を通過した者と以下のとおり個別対話を実施する。」とし、開催期間を「令和6年1月17日（水）から令和6年1月19日（金）※必要に応じて追加日程を検討する。」ものとし、個別対話の結果について令和6年2月上旬頃にホームページにおいて回答する予定としていた。

しかし入札に参加する事業者が1事業者の場合、入札説明書に当初記載されている通り個別対話を実施してその回答を公表すると、当然質問と回答は当該事業者からのもののみとなり、結果として当該事業者は入札参加が1事業者であることを類推できることとなる。

令和5年12月14日の期限までに入札参加表明書（事実証明書8）を提出したのは「TOYOHASHI Next Parkグループ」（以下「当該事業グループ」）だけであり、また個別対話の参加申し込みも当該事業グループだけであった（事実証明書9）。豊橋市は入札参加事業者が1事業者となった時点で、当該応募事業者に入札参加が1事業者であることを推測できないよう個別対話の実施方法を変更する必要がある、あるいはそれが不可能である場合は入札を中止する必要があったがそれを行っておらず、応募事業者に不当に有利な情報を与え、公正な入札を実施することができないまま入札を進めている。

- ③ また豊橋市は令和6年2月9日に「令和5年10月27日（金）に公表した多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に係る入札説明書等に関する個別対話を追加開催するため、入札説明書における個別対話結果の公表時期を修正しましたので、公表します。」（事実証明書2）とし、個別対話の結果の回答を令和6年3月下旬頃にホームページにおいて回答する予定と変更することを公表した。

個別対話の回答をホームページ上で公表するのは、複数の応募事業者の公平を期すことを目的とするものであるが、一回目の個別対話の結果が公表されないまま入札が進められた場合、複数の事業者に公平に条件が示されているとは言えない。

さらに、上記の問題があるにもかかわらず、豊橋市が個別対話の公表時期を、入札書等の提出期限まで1か月を切る時期に設定したことは、公平性を考慮すべき複数の応募事業者が存在せず、また個別対話の回答の時期についても単独の応募事業者の了解を得て決定したことを推測させるものである。

またこの2回目の個別対話申込書（事実証明書10）が当該事業グループから提出されたのは令和6年2月7日で、豊橋市が個別対話に関する入札説明書の修正を行うよりも前に提出されており、豊橋市は入札説明書変更の手続きをする前に、当該事業グループに事前に個別対話の追加開催と個別対話結果の公表時期の変更を伝えていることが明らかとなった。

上記の通り、豊橋市が入札説明書を修正して、個別対話の回答の公表時期を3月下旬としたことにより、当該事業グループに対して、応募が1グループであることを強く教唆す

る結果となり、応募事業者に不当に有利な情報を与え、公正な入札を実施することができなくなっている。

- ④ 入札を行う目的は公的機関と民間事業者の癒着を防ぎ、公平・公正に受注者を選ぶことであり、また複数の事業者を受注価格を競わせることにより、合理的な価格で契約を行うことを目的とするものであるが、①②③の理由によりこの目的達することが困難な状況になっている。豊橋市は令和6年5月30日（木）の報道発表資料（事実証明書11）により「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」につきましては、学識経験者等で構成する審査委員会を経て、「TOYOHASHI Next Parkグループ」を落札候補者として決定しました。」として落札候補者の代表企業名（スターツコーポレーション株式会社）と構成企業、協力企業名および入札価格が23,069,999,700円であったことを公表した。この入札価格は、入札説明書（事実証明書1）3 入札手続きに関する事項（4）入札に関する手続等 ケ 本事業の債務負担行為の限度額に記載されている債務負担限度額23,070,000千円（税込）とほぼ同額である。

豊橋市は請求人が令和5年12月19日に行った公文書公開請求（事実証明書12）に対する公文書存否応答拒否決定通知書（5豊多整第104号 令和5年12月28日）（事実証明書13）において、この決定の理由として以下の点を挙げている。

- ① 参加表明者が仮に1事業者の場合、本事業の入札において、入札価格や提案書における競争性が担保されず、本来、公正な競争性を保ちながら行われるべき入札や事業提案へ影響が生じることで、適正な入札価格提案内容を踏まえた契約が困難となり、本市の財産上の利益が損なわれるため、情報公開条例第6条第1項第7号に該当する。
- ② 参加表明者が仮に2事業者以上の場合、参加表明者が1事業者の場合、存否を明らかにしないにも拘らず、参加表明者が2事業者以上の場合に非公開とすると、今後の同種方式の他の入札において、入札参加者が1事業者であった際に、開示請求者に存否を明らかにしない場合は入札参加者が1事業者であることを類推させることになり、①同様情報公開条例第6条第1項第7号に該当する。

この応答拒否決定理由から、豊橋市は入札参加事業者が1事業者であることを当該事業グループが知りうる状況である場合、適正な入札が行われず、本市の財産上の利益が損なわれることを認識している。

- ⑤ 豊橋市が令和6年7月1日に公表した報道発表資料（事実証明書14）によれば、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業（以下「本事業」という。）の落札者である「TOYOHASHI Next Parkグループ（代表企業：スターツコーポレーション株式会社）」の構成企業及び協力企業各社（以下「当該落札事業者」）と「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業基本協定」を締結し、また今後の予定として令和6年9月に特定事業契約を締結する予定としているが、①から④に述べた通り当該落札事業者は正当な入札による落札者とは言えず、当該落札事業者と基本契約及び特定事業契約を締結することは適当とは言えない。

2 求める措置

監査委員は、当該落札事業者と締結した「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業基本協定」を破棄しそのうえで、当該事業の入札を中止するよう豊橋市長に勧告することを求める。

3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

その理由

豊橋市の監査委員のうち2名が本件請求で対象としている「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」について、市議会で賛成している議員であり、本件監査に関して予断に基づいて判断される可能性がある。

4 請求人

住所、氏名省略

5 事実を証する書面

- 1 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 入札説明書
- 2 入札説明書の修正について（令和6年2月9日）
- 3 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 入札説明書等 新旧対照表（令和6年2月9日）
- 4 入札説明書等に関する個別対話結果の公表について（令和6年3月29日）
- 5 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 個別対話結果」（令和6年3月29日）
- 6 多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 入札説明書等 新旧対照表（令和6年4月12日）
- 7 入札説明書等の修正について（令和6年4月12日）
- 8 入札参加表明書
- 9 個別対話参加申込書
- 10 第2回 個別対話参加申込書
- 11 令和6年5月30日（木）報道発表資料
- 12 公文書公開請求（豊橋市電子申請・届出システム）
- 13 公文書存否応答拒否決定通知書（5豊多整第104号 令和5年12月28日）
- 14 令和6年7月1日 報道発表資料

6 その他

本件請求は、令和6年5月24日付けで豊橋市職員措置請求の提出があり、同年7月8日付けで監査結果を通知した豊橋市職員措置請求と同一住民による同一対象に係る再監査請求である。

第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

6 豊監査第26-4号

令和6年10月2日

請求人 あて

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

豊橋市職員措置請求について（通知）

令和6年8月7日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求の受理

本件請求は、令和6年8月16日に受理した。

2 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

(1) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている理由

豊橋市（以下「市」という。）の監査委員のうち2名が本件請求で対象としている「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」（以下「当該事業」という。）について、市議会で賛成している議員であり、本件監査に関して予断に基づいて判断される可能性があるとして、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

(2) 監査委員の判断

外部監査制度は、地方公共団体に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性を高めることにあり、普通地方公共団体の住民は、住民監査請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、理由を付して、個別外部監査によることを求めることができるものである。

また、監査委員が目的に従ってその職務を遂行するためには、公正な立場に立って適正な判断を下すことが何よりも必要なことであるが、法第198条の3で、監査委員の公正性を確保するために、服務として、監査委員はその職務を遂行するに当たっては常に公正不偏の態度

を保持して監査しなければならないとしている。

本件請求の不当性等についての判断を行うに当たっては、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とする、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とするような特段の理由は見当たらない上、服務上の公正な判断の妨げとなることはないため、監査委員の監査に代えて個別外部監査を実施することが相当であるとは認められない。

3 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、当該事業の財務会計行為に係る事務等に関し、市当局から提出された書類についての調査、市の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取等により実施した。

なお、本件請求は、令和6年5月24日付けで豊橋市職員措置請求の提出があり、同年7月8日付けで監査結果を通知した豊橋市職員措置請求と同一住民による同一対象に係る再監査請求である。

(1) 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解して監査を実施した。

当該事業の総合評価一般競争入札において、入札書及び事業提案書の提出期限を含めた手続に違法性や不当性があるか、また、応募者が1事業者であることを類推させるような行為があったか。

(2) 監査対象部局

財務部及び文化・スポーツ部

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき令和6年9月10日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として次の書面が提出され、当該事業の問題点についての陳述がなされた。

- ・ 事実証明書15 豊橋市が8月1日公表した「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業提案概要について（報告）」の5ページ 3. 資金計画 サービス購入料内訳

(4) 事情聴取及び事実確認した関係職員

令和6年9月10日及び同年6月14日（同年5月24日付けの豊橋市職員措置請求書が提出された際に実施）に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取及び事実確認を行った。

財務部長、資産経営課長

文化・スポーツ部多目的屋内施設整備推進室長、多目的屋内施設整備推進室主幹

財務部契約検査課長（事実確認）

4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

(結論) 本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 当該事業に係る手続について

市は当該事業の入札公告から基本協定締結まで、以下のとおり実施している。

	当初日程	実際日程	備考
入札公告、入札説明書提示	R5. 10. 27	R5. 10. 27	
説明会	R5. 11. 9	R5. 11. 9	
質問締切り	R5. 11. 10	R5. 11. 10	
質問回答公表	R5. 11. 28	R5. 11. 28	入札説明書修正
参加表明書締切り	R5. 12. 14	R5. 12. 14	
個別対話参加申込締切り	R5. 12. 28	R5. 12. 28	
個別対話（1回目）	R6. 1. 17～19	R6. 1. 19	
個別対話回答	R6. 2 上旬	R6. 2. 2	個別対話2回目希望通知
		R6. 2. 7	個別対話2回目申込期限
		R6. 2. 9	個別対話追加開催公表 入札説明書修正(回答延期のみ)
		R6. 2. 29	個別対話2回目実施
		R6. 3. 29	個別対話回答公表
		R6. 4. 12	入札説明書修正
入札書、提案書提出期限	R6. 4. 26	R6. 4. 26	
審査結果公表	R6. 5	R6. 5. 30	
基本協定締結	R6. 6	R6. 6. 28	

イ 監査対象事項に関して関係職員から事情聴取及び事実確認した内容は、以下のとおりである。

(ア) 今回の「民間事業者の募集・評価・選定、公表」の手順について、豊橋市PFI基本指針（以下「ガイドライン」という。）との整合についてどう考えているのか。

手順については、ガイドライン「2. 3（2）PFI導入手順」及び「3. 5民間事業者の募集、評価・選定、公表」のとおり募集から公表まで進められており、整合は図られていると考えている。

(イ) ガイドラインに個別対話の回答や入札説明書等の修正から入札までの期間についてどのような定めがあるのか。

ガイドラインにおいて、期間について定めはない。

(ウ) 過去の P F I 事業の入札で参加事業者が 1 事業者であった事例はあるのか。

平成20年に実施した豊橋市北部学校給食調理場・運営事業の入札参加業者が 1 事業者であった。

(エ) 今回の入札に P F I 法や地方自治法等への違法性は見受けられるのか。

ガイドラインは P F I 法や関係法令に基づいて策定しており、今回の入札はガイドラインの手順どおり行われているため、地方自治法も含めて違法性は見受けられないと認識している。

(オ) 入札の流れの中で、「説明会」、「質問回答後の参加表明」及び「入札書、提案書」はそれぞれ何社からあったのか。

入札説明書等に関する説明会は19社、参加表明者及び入札書・提案書の提出者は1事業者であった。なお、参加表明の受付開始以降、入札受付締切りまで市民の疑念を抱くような不必要な接触はない。

(カ) 入札説明書等の修正が令和6年4月12日、入札書及び事業提案書の提出期限（以下「入札書等提出期限」）が同年4月26日までと、修正から入札書等提出期限まで2週間ほどしかないが、その期間についてどう考えているのか。また、入札書等提出期限を延長する考えはなかったのか。

個別対話の結果は、入札の約1か月前となる同年3月29日に公表しており、市の見解は既に示している。同年4月12日に公表した入札説明書類等は、この見解を反映させたものであり、さらに、入札の可否を問われるような内容ではなく、入札書等提出期限を延長する必要もないものと認識している。

(キ) 入札説明書の3 入札手続に関する事項の(5)エに記載してある「競争性が担保されないと認められる場合」とは、どのようなことを想定していたのか。

当該部分は、事業者選定における入札手続等に関する部分であり、「競争性が担保されない」とは、入札公告等で示す要件が、1事業者のみにしか該当しない要件だったことが判明した場合のことを想定している。

(ク) 個別対話の申込みは何社あったのか。また、個別対話の追加開催と回答の延期をしているのはなぜか。

入札説明書において、個別対話の開催期間を令和6年1月17日から1月19日と予定していた。実際の開催は、1回目を同年1月19日、追加開催（2回目）を同年2月29日に開催しており、1回目、2回目ともに1社からの申し込みがあった。個別対話の2回目の開催については、入札説明書12ページに記載があるとおり、必要に応じて開催を想定していた。実際に開催に至った理由としては、入札説明書等に関する質問の中で応募者からの要望があったことに加え、個別対話開催前に応募者に提出を求めた「事前質問書」

の質問数が多く、質問内容も多岐に渡っており、内容が専門的で市として回答するためには時間を要する必要があったためである。なお、追加日程の対話内容については、1回目個別対話に関連した質問に限定しており、新たな対話内容ではなく、1回目から継続した対話を実施した。これらに伴い、1回目の対話が完結していない状況下で、未成熟な情報を公表するよりは、追加日程後、対話を完結した上で、公表することが応募者及び市民等に対して明瞭な公表と考え、回答の延期を判断した。

- (ケ) 2回目の個別対話申込書が令和6年2月7日に提出され、個別対話に関する入札説明書の修正（同年2月9日）より前に提出されているのは、手続上問題があると請求人は主張しているが、手続はどのように行われたのか。

個別対話に関する入札説明書の修正（同年2月9日）は、個別対話の結果公表を2月上旬頃としていたものを3月下旬頃に延長するものであった。これは、個別対話の2回目を開催するに当たり、その結果の公表を延期する必要があったためである。延期に至る手続としては、個別対話の追加開催を検討するに当たり、同年2月2日付けで入札参加表明者に参加の可否を同年2月7日を期限に回答するよう通知したところ、同年2月7日に1事業者の申込みが確認できたことから、個別対話の2回目の開催に至った。そのため、個別対話の結果を当初の2月上旬とするスケジュールでは公表できないことから、同年2月9日に、入札説明書の個別対話の結果公表スケジュールを延期する修正を行い、公表した。

- (ク) 個別対話の回答を令和6年3月29日に公表しているが、2週間後の同年4月12日に入札説明書の修正を行ったのはなぜか。

個別対話の結果を踏まえ、アドバイザー業務受託者との検討及び市内部での検討・意思決定に時間を要した結果、同年4月12日となった。

- (ク) 請求人は「豊橋市が入札説明書を修正して、個別対話の回答の公表時期を3月下旬としたことにより、当該事業グループに対して、応募が1グループであることを強く教唆」と主張しているが、どのように考えているのか。

2回目（追加日程）での個別対話の参加方法は、改めて申込書を提出することとしており、この申込は希望性としている。応募者は参加しないことも選択ができることに加え、令和6年2月2日付けの通知書には応募者が1事業者であることを類推されるような情報は一切記載していないため、請求人が主張しているような事態には陥らないものと認識している。

- (ク) 令和6年4月12日の入札説明書の修正において、応募者による入札行為（入札価格や提案等）への影響についてどのように考えていたのか。

同年4月12日に修正した点は、特定事業契約書（案）及び様式集である。要求水準書など市が求める当該事業の整備や維持管理・運営内容に関する部分の変更ではないことから、応募者による入札行為への影響は軽微であったと考える。

(ス) 一般的に、総合評価一般競争入札を実施した場合、入札参加者が1事業者しかいない場合でも予定どおり入札を行ってよいのか。

総合評価一般競争入札をはじめとする一般競争入札は、入札参加資格を満たしている者は誰でも参加できるものであり、各業者の入札参加意欲の事情により結果として入札参加者が1事業者であったとしても、入札参加機会が確保されていることに変わりはないため、予定どおり入札を行ってよいと考える。

(2) 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査対象事項について、監査委員は、次のとおり判断した。

当該事業の総合評価一般競争入札において、入札書等提出期限を含めた手続に違法性や不当性があるか。また、応募者が1事業者であることを類推させるような行為があったかについて検討する。

ア 請求人は、当該事業の入札書等提出期限は令和6年4月26日で、提出期限のわずか14日前の同年4月12日に示された入札説明書等の変更を入札書や事業提案書に反映させることが困難であることは十分に予見可能であり、その結果事業提案書や入札金額の算定が不十分な内容となるおそれがあり、公正公平な入札が行われているとは言えないと主張する。

この点について、ガイドラインに個別対話の回答や入札説明書等の修正から入札までの期間についての定めはなく、手続もガイドラインの手順どおり行われている。また、個別対話の結果は、入札書等提出期限の約1か月前となる同年3月29日に公表しており、市の見解は既に示している。同年4月12日に公表した入札説明書類等の修正は、この見解を反映させたもので、修正内容についても特定事業契約書（案）及び様式集であり、要求水準書など市が求める当該事業の整備や維持管理・運営内容に関する部分の変更ではないことから、応募者による入札行為への影響は軽微であり、問題は認められない。このことは、PFI法や関係法令に基づいて策定されたガイドラインに従い、募集から公表まで実施されており、手続に違法性や不当性は見受けられず、また、入札説明書等の修正においても特段入札金額の算定に大きく影響される修正は認められないことから、入札書等提出期限についての判断が、公正公平な入札を行うための合理性を欠くということとはできない。

イ 請求人は、入札に参加する事業者が1事業者の場合、入札説明書に当初記載されているとおり個別対話を実施してその回答を公表すると、質問と回答が当該事業者からのもののみとなり、結果として当該事業者は入札参加が1事業者であることを類推できることとなる。また、市が入札説明書を修正して、個別対話の回答の公表時期を令和6年3月下旬としたことにより、当該事業者に対して、応募が1事業者であることを強く教唆する結果となり、応募した事業者に不当に有利な情報を与え、公正な入札を実施することができなくなっていると主張する。

この点について、市は参加表明の受付開始以降、入札受付締切りまでは日程の確認など必要な問合せはあったが、市民の疑念を抱くような不必要な接触は認められなかった。また、公表時期を同年3月下旬に延長した理由としては、個別対話の追加開催を検討するに

当たり、同年2月2日付けで入札参加表明者に個別対話の追加開催への参加の可否を同年2月7日を期限に回答するよう通知したところ、同年2月7日に1事業者の申込みが確認できたことから、個別対話の追加開催に至ったものである。応募者は個別対話に参加しないことも選択できることに加え、同年2月2日付けの通知書を含め、応募者が1事業者であることを類推されるような行為は認められなかった。このことにより、入札手続を進めたことによる違法性、不当性は見当たらず、入札は適切に行われたと認めることができる。

ウ 請求人は、入札を行う目的は公的機関と民間事業者の癒着を防ぎ、公平・公正に受注者を選ぶことであり、また複数の事業者に受注価格を競わせることにより、合理的な価格で契約を行うことを目的とするものであるが、ア及びイの理由によりこの目的に達することが困難な状況になっており、落札額は債務負担行為の限度額に記載されている債務負担限度額23,070,000千円（税込）とほぼ同額である。市は入札参加事業者が1事業者であることを当該事業者が知り得る状況である場合、適正な入札が行われず、本市の財産上の利益が損なわれることを認識している。また、落札した事業者は正当な入札による落札者とは言えず、落札した事業者と基本契約及び特定事業契約を締結することは適当とは言えないと主張する。

この点について、ア及びイで述べたように入札手続は適切に行われており、応募が1事業者であることを教唆するような不適切な行為は認められない。したがって、ガイドラインに従い基本契約及び特定事業契約の締結を進めることに合理性を欠くということはない。

以上の諸点を踏まえて、当該事業の総合評価一般競争入札はガイドラインや地方自治法等に従い適切に行われていると認められるとともに、事業者に対して不当に有利な情報を与えたとする請求人の主張は主観的な推論に過ぎず、市に損害を与える事実は認められない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。